

 申請者が行うこと

 静岡市が行うこと

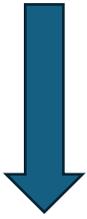
補助金の流れ

(認定農業者等経営基盤強化事業補助金)

《 交付申請》

① **交付申請書**を提出(申請者→市) ※**〆切** 来年1月末【**厳守**】
【提出書類】

- ・ 交付申請書(様式第1号)、事業計画書(様式第2号)、収支予算書(様式第3号)
 - ・ 見積書、機械等のカタログ
 - ・ 事業場所がわかる地図
 - ・ 経営改善計画書及び認定書の写し
- ※その他必要な書類の提出を求める場合があります。



《 交付決定》

★ 交付決定とは、市が申請された事業が補助対象事業として適当であるとして、事業の着手を認めるものです。

② **交付決定通知書**の送付(市→申請者)



《 事業着手》

③ **交付決定通知書**が届いた後に、**事業着手が可能**

[事業終了後]

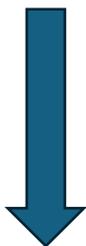
④ 施工業者から**納品書**と**請求書**を受け取り、支払いを済ませた後に領収書を受領する。
※施工業者による領収書を必ず受領してください。



《 実績報告》

⑤ **実績報告書**の提出(申請者→市) ※**〆切** 来年3月末まで【**厳守**】
【提出書類】

- ・ 実績報告書(様式第7号)、事業計実績書(様式第2号)、収支決算書(様式第3号)
- ・ 施工業者からの請求書・納品書・領収書の写し
※銀行振込受付書等は領収書とはなりませんのでご注意ください。
- ・ 出来型写真→【型番(機械)】及び【事業対象】が写っている写真



《 交付確定》

★ 交付確定とは、市が実績報告書の内容から実施した事業が適当であり、補助金額が確定したことを通知するものです。

⑥ **交付確定通知書**の送付(市→申請書)



《 請求》

⑦ **交付確定通知書**が届いたら、**請求書**(口座を記入したもの)の提出



《 支払い》

⑧ おおむね1か月後に市役所から補助金が振り込まれる(振込日を郵送で通知)